

令和 7 ・ 8 年度
真鶴町指定管理運用状況調査特別委員会
調査結果報告書

令和 8 年 6 月
真鶴町議会

令和8年6月12日

真鶴町議会議長
天野雅樹様

真鶴町指定管理運用状況調査特別委員会
委員長 村田知章

真鶴町指定管理運用状況調査特別委員会 調査結果報告書

本委員会は、令和8年1月19日(月)の臨時会において設置されて以来、委員会の設置目的である指定管理運用状況に関して調査を行ったところである。
これまでの経緯及び、その結果を報告する。

記

1 設置の経緯

(1) 令和8年1月19日(月)の臨時会において設置され、齋藤伸子、木村勇、堀杏奈、村田知章、青木健の5名が委員に選出された。議長はオブザーバーとして参加した。

(2) 同日開催の委員会において、委員長に村田知章、副委員長に堀杏奈を互選にて選出した。

2 調査対象施設

- (1) 真鶴町国民健康保険診療所
- (2) 訪問看護ステーション真鶴
- (3) 真鶴町看護小規模多機能型居宅介護施設
- (4) 真鶴駅前駐輪場
- (5) ケープ真鶴 ※令和8年4月1日より暫定的に町が管理
- (6) 真鶴魚座 ※令和8年4月1日より新指定管理者へ移行
- (7) コミュニティ真鶴

3 調査事項

調査事項を次に記す。

- (1) 指定管理者の選定及び指定の方法
- (2) 指定管理料の算定及び契約内容
- (3) 指定管理者に対する監督・評価及びモニタリング
- (4) 協定内容と実際の運営状況との整合性
- (5) その他本件に付随する事項

4 委員会の開催状況及び内容

期日及び内容

(1) 令和8年1月19日(月)

委員会

ア 正副委員長互選

(2) 令和8年1月30日(金)

委員会

ア 今後の進め方について

イ 提出を求める資料について

ウ その他

(3) 令和8年2月18日(水)

委員会

ア 提出資料の確認について

イ その他

(4) 令和8年3月11日(水)

委員会

ア 閉会中の継続調査について

イ その他

(5) 令和8年3月23日(月)

委員会

ア 提出資料の検証について

イ その他

(6) 令和8年3月26日(木)

現地視察

真鶴駅前駐輪場、ケープ真鶴、真鶴魚座

(7) 令和8年4月8日(水)

現地視察

コミュニティ真鶴

(8) 令和8年4月9日(木)

現地視察

真鶴町国民健康保険診療所、訪問看護ステーション真鶴、真鶴町看護小規模多機能型居宅介護施設

(9) 令和8年4月13日(月)

委員会

ア 指定管理者制度の現状について

イ その他

(10) 令和8年4月24日(金)

協議会

ア 委員会の意見の集約について

イ その他

(11) 令和8年5月11日(月)

協議会

ア 委員会の意見の集約について

イ その他

委員会

ア 委員会の意見の集約について

イ その他

(12) 令和8年5月25日(月)

協議会

ア 委員会の意見の集約について

イ その他

委員会

ア 委員会の意見の集約について

イ その他

(13) 令和8年6月8日(月)

委員会

ア 委員会報告について

イ その他

5 調査結果

これまでの調査で、提出資料や現地視察、所管課の質疑等を通じ、以下の論点が確認されたため、調査事項別にまとめる。

(1) 指定管理者の選定及び指定の方法について

選定委員会の在り方や選定委員会の構成に検討の余地があると思慮する。

(2) 指定管理料の算定及び契約内容について

指定管理料算定根拠の見えにくさ、指定管理料がどの業務量、人件費、維持管理費を前提に積算されたのか、後から検証しにくい面があった。

(3) 指定管理者に対する監督・評価及びモニタリングについて

モニタリング手法の明確化不足である。

評価・報告・改善指示の流れについて、実施頻度や記録方法、指標設定が必ずしも実態に則していない案件が見受けられた。

指定管理者管理運営状況評価が実態に即した評価結果とは思えない面が多くあったため、指定管理者への評価の適切化が必要である。評価方法と評価委員の構成に検討の余地があると思慮する。

(4) 協定内容と実際の運営状況との整合性

協定書上の記載だけでは、指定管理の現場運用における責任分担や対応範囲が明確でない部分があり、執行部と指定管理者、双方の認識に差異が生じる余地があった。

(5) その他本件に付随する事項

指定管理終了時点で、成果・課題・引継事項を整理し、公募や直営判断へ反映する仕組みが十分制度化されていない、もしくは顕在化されていないため、指定管理終了後の検証が必要である。

6 まとめ

本特別委員会は、令和6年度分の指定管理者管理運営状況評価結果報告書が議会へ提出されていなかったこと、また複数の議員より指定管理施設の運営に関する意見や苦情が寄せられていたことを契機として設置された。

指定管理者制度は、町が設置する公の施設の管理運営を民間事業者等に委ねることにより、民間の知識や経験、創意工夫を活かしながら住民サービスの向上及び施設運営の効率化を図る重要な制度である。その適正な運用状況を確認することは、議会に求められる監視機能の一つである。

本特別委員会では、提出資料の確認、所管課への質疑及び現地視察を通じて調査を実施した。その結果、各施設の運営に指定管理者制度を導入したことを否定すべき事実は確認されなかった一方で、制度運用上の課題が複数確認された。

特に、指定管理者の選定過程における選定委員会の在り方、指定管理料の積算根拠の明確化、モニタリング手法や評価基準の適切性、協定書における責任分担の明確化、さらには指定管理終了後の検証及び次期公募への反映手法については、改善の余地があるものと判断する。

また、本委員会が実施した現地視察においては、各施設で指定管理者が独自の工夫や改善に取り組み、利用者サービスの向上に努めている事例も確認することができた。これらは書面による評価報告だけでは把握しきれない実態であり、現場確認の重要性を改めて認識する機会となった。

一方で、指定管理者管理運営状況評価については、実態と評価結果との間に乖離が見受けられる事例もあり、指定管理者の努力や成果を適切に評価できる仕組みとなっているかについて検証が必要である。評価制度は指定管理者を監督するためだけでなく、優れた取組を適正に評価し、改善につなげる仕組みとして機能することが求められる。

今後、町においては次の事項について改善を検討されたい。

- (1) 選定委員会の在り方及び構成の見直し
- (2) 指定管理料算定根拠の明確化及び検証可能性の向上
- (3) 協定書における責任分担及び業務範囲の明確化
- (4) モニタリング手法及び評価基準の見直し
- (5) 評価委員会の構成及び評価方法の適正化
- (6) 指定管理終了後の検証結果を次回公募や選定基準へ反映する仕組みの構築

最後に、本委員会は個別の指定管理者の評価や責任追及を目的としたものではなく、指定管理者制度が継続的かつ適正に運用される仕組みとなっているかを検証することを目的として調査を実施したものである。

指定管理者制度は、指定管理者の適切な選定、監督、評価及び検証の仕組みが伴うことで、町の管理運営のみでは実現し得ない民間活力の活用と住民サービスの向上を可能とする制度である。

議会としても、今後も必要な監視及び検証を継続し、制度の適正な運用監視に努めるべきであることを申し添え、本特別委員会の報告とする。